PEFC ST 1003:2018 持続可能な森林管理 ― 要求事項
農薬関連
8.2 基準2:森林生態系の健全性と活力の維持
8.2.1 本規格は、森林生態系の健全性と活力の維持、増大について、経済的に実行可能な限り自然 構造とプロセスを最大限活用した最善な生物学的予防措置を通じて、劣化した森林生態系の回復を行うことを求める。
8.2.2 本規格は、有害な環境要素に対し、自然的調節メカニズムを強化し、森林の安定性、活力および抵抗力を拡大するため、適切な遺伝、種および構造的多様性を奨励、維持することを求 める。
8.2.3 本規格は、火入れが、更新、野火からの保護、棲息地管理、認められた先住民の習慣のため の森林管理に不可欠な手段である地域においてのみに限定されることを求める。こうした場合、適切な管理と統制の方法が採用されなければならない。
8.2.4 本規格は、現地条件に相応しい樹種やプロブナンスによる造林や更新、樹木や土壌の損傷を 最小化する保育、伐採、搬出技術の活用など適切な森林管理が行われることを求める。
8.2.5 本規格は、森林地における廃棄物の無差別的な廃棄が厳格に回避されることを求める。非有 機物系の廃棄物やごみは回収し、指定された区域に貯蔵の上、環境に責任ある方法で除去しなければならない。森林の管理の実行中における油や燃料の流失は、予防しなければならな い。突発的な流失による環境の損傷リスクの最小化のための緊急手順が設置されていなけれ ばならない。
8.2.6 本規格は、農薬の使用を最小化するため、統合的病害虫管理と適切な育林的代替手段およびその他の生物学的方法が優先されることを求める。
8.2.7 本規格は、いかなる農薬の使用についても文書化することを求める。

8.2.8 本規格は、他の使用可能な代替品がない場合を除き、WHOのタイプ1AおよびIBおよびその他の 毒性の高い農薬の使用を禁止することを求める。WHOのタイプ1AおよびIBの農薬の例外使用は、各国の規格において定めなければならない。
8.2.9 本規格は、塩素化炭化水素のように派生物質が意図した使用期間を超えて生物学的な活性を 保ち、食糧連鎖のなかで蓄積される農薬やその他の国際的合意によって禁止されている農薬の使用が禁止されることを求める。
注意書:「国際的な合意によって禁止された農薬」とは、残留性有機汚染物に関するストックホルム条 約によって定められている。
8.2.10 本規格は、農薬の使用が該当農薬の製造者による指示に従い、訓練を受けたものによって適切な設備をもって実行することを求める。
8.2.11 本規格は、肥料が統制された方法で十分な環境への配慮をもって使用されることを求める。肥料の使用は、適切な土壌の養分管理の代替としてはならない。
先住民関連
6. 計画
6.3.2 森林地域に関する法的、慣習的および伝統的権利
6.3.2.1 本規格は、関連する森林管理ユニットのために、財産権、樹木の所有権、土地の保有に関する手配が明確に規定、文書化、そして確立されることを求める。同様に、森林地に関する 法的、慣習的、伝統的な権利は、明確化、承認、そして尊重されなければならない。
注意書:土地保有の手配を扱うための指針は、国家食糧安全保障の文脈における土地使用権、漁業およ び森林の責任ある統制に関わるFAOの自主指針から入手可能である。
6.3.2.2 規格は、林業活動や施業がILO条約169号および先住民族の権利に関する国際連合宣言など によって概説される法的、慣習的、伝統的な諸権利に関する確立された枠組みを認めて実行されることを求める。また、これらの諸権利は、それに該当する場合の代償の提供を含 む、その権利の保有者の自由意思による事前の十分な情報に基づく同意なしに侵害されては ならない。権利の範囲がいまだ未解決または紛争中である場合は、正当で公正な解決のため のプロセスが存在していることが必要である。その場合、森林管理者は当面の措置として、 認証と関りがある政策や法律によって規定されるプロセス、役割、および責任を尊重しつ つ、当事者が森林管理上の意思決定に有効に関与できる機会を提供しなければならない。
6.3.2.3 本規格は、林業活動や施業が世界人権宣言の定める人権を尊重することを求める。

8.6 基準 6:社会・経済的機能と状況の維持または適切な増進
8.6.1　本規格は、森林管理計画が森林のすべての社会経済機能を尊重することを目指すことを求める。
8.6.2 本規格は、レクリエーションを目的とした森林への公共的アクセスが所有権、安全性と他人の権利、森林資源や生態系への影響、森林のその他機能との両立性などを尊重した上で、提　供されることを求める。
8.6.3 本規格は、特定の歴史的、文化的、精神的な重要性が認められた場所および先住民や地域社会の基本的なニーズ(例:健康や生計)を満たす区域がその場所の重要性を十分に考慮する形で保護、管理されることを求める。
8.6.4 本規格は、適切である場合、森林管理が地域社会や先住民の関与による支援を得たうえで、該当森林管理区域の内部または周辺にある地域社会の長期的な保健と福祉を促進するもので あることを求める。
8.6.5 本規格は、森林管理の実践が例えば、森林所有者、地域社会、NGOや先住民などが森林に関連 して有する経験や伝統的知識、イノベーション、実践を最大限に活用することを求める。そ の様な知識の活用から生じる恩恵の公平な共有が奨励されなければならない。 8.6.6. 本規格は、森林管理が地域経済において森林が果たす役割を正当に考慮することを求める。　先住民を含む地元住民に訓練や雇用の新しい機会を提供することに特別な考慮がなされなけ ればならない。
8.6.7　本規格は、森林管理が持続可能な森林管理に必要な研究活動やデータの収集に貢献するか、または適切であれば他の組織が実行する関連研究活動を支援することを求める。